

(最新改訂版：2012.2.14)

## 太極拳技能検定 4 段位・5 段位昇段規定 (第 76 回理事会承認)

2012 年 1 月 21 日

社団法人日本武術太極拳連盟  
太極拳指導員委員会幹事会

趣旨：日本連盟が 1994 年に創設し、1995 年に施行した太極拳技能検定制度は、愛好者の熱意と各方面の指導者の努力のもとで順調に発展し、定着してきた。2011 年度段位検定試験の結果、3 段取得者数は累積 2,305 人に達した。ここに至り、太極拳愛好者の愛好心をさらに高揚し、広範な普及基盤の下でさらに多くの太極拳愛好者、実践者が高段位を目指して太極拳技術の向上と深化を目指す方途として、太極拳 4 段位、5 段位を設ける時機が到来したと認識される。2012 年度下半期より 4 段位昇段制度を開始し、引き続き、5 段位昇段制度を開始することを提案する。

### 太極拳技能検定 4 段・5 段；

#### (1) 4 段位；

- ① **対象者**；4 段位への昇段は、3 段取得後満 3 年以上経過した人を対象とする。  
但し、経過措置期間は、「参加期別」(下記④参照)に従って研修会を受講する。
- ② **授与方式**；3 段まで実施している実技試験方式ではなく、対象者が一定の期間内に実施される「4 段昇段研修会」に規定の回数を参加して、研修成果達成の評価を受けた人 (=A 評価) に、4 段位を授与する。未達成の評価 (=B 評価) を受けた人は、次期に開催される「中央研修会」や「継続研修会」(下記⑥参照)を受講し、昇段を目指すことができる。達成度に関する評価基準は、別途定める「4 段位授与規定 (仮名)」および「4 段技術教程 (仮名)」によるものとする。
- ③ **実施期間と研修回数**；同研修会は、3 年間の期間内に、「本部研修センター(東京)」および「大阪トレーニングセンター(大阪)」で開催する「中央研修会」計 4 回のうち 2 回を、また、各ブロックで開催する「ブロック講習会」計 2 回のうち 1 回の、合計 3 回の受講を必須とし、2 回目の「中央研修会」で研修評価を受けるものとする。
- ④ **参加期分け**；本制度を始めるにあたって、3 段取得した人を対象に「参加意向調査」を行う。参加希望者を、取得年度の早い人で年齢の高い人を優先順位として、参加期分けを行う。  
-1994 年度～2008 年度までに 3 段取得した人を「第 1 期研修会」参加対象者として、2012 年度下半期から 2014 年度上半期までの期間に研修会を実施し、4 段位を授与する。参加者は、「第 1 期 A」、「第 1 期 B」、「第 1 期 C」、「第 1 期 D」、「第 1 期 E」の 5 グループに区分けする。  
-2009 年度以降に 3 段取得した人を「第 2 期研修会」参加対象者として、2014 年度下半期から 2016 年度上半期までの期間に研修会を実施し、4 段位を授与する。
- ⑤ **日程の選択**；各期別の参加対象者は、2 年間の期間内で 4 回設定されている「中央研修会」のうちで参加可能な 2 回の日程を選び、また、2 回設定されている「ブロック講習会」のうちで参加可能な 1 回の日程を選んで参加申込みを行う。
- ⑥ **技術評価と「継続研修会」**；規定の計 3 回の研修会(「中央研修会」→「ブロック講習会」→「中央研修会」の順で受講)を受講した人は、3 回目の研修会(「中

央研修会)で、研修成果にたいする技術評価を受ける。成果未達成のB評価を受けた人は、次期に開催される「第×期研修会(中央研修会に限る)」をあらためて2回受講したうえで、2回目に昇段の技術評価を受けることができる。

B評価を受けた人は、「継続研修会」の日程案内に基づいて、同研修会を別途受講することができる。「継続研修会」の受講は義務付けられず、自由意志により参加するものとする。「継続研修会」は、規定の研修会の研修内容を補うために行われるもので、達成度評価(AB評価)は行わない。

- ⑦ **平日開催**；「中央研修会」、「ブロック講習会」、「継続研修会」は、いずれも週末、祭日を避けて平日2日間で実施する。各期毎の「中央研修会」、「ブロック講習会」、「継続研修会」の日程を設定したうえで、参加申込みを受け付ける。
- ⑧ **推薦**；研修会受講者は、所属都道府県連盟および所属ブロックによる参加推薦を受けることを条件とする。
- ⑨ **ブロック研修会**；別途定める「ブロック講習会実施要領」に基づいて、各ブロックが、各々の対象者人数規模に応じて、実施日程、参加資格、参加費用等を自主的に定め、自主運営するものとする。
- ⑩ **技術教程**；各研修会は、「4段技術教程(仮名)」に従って研修を行い、技術評価を行う。
- ⑪ **開始年度**；本事業は、2012年度下半期から開始する。

## (2) 5 段位；

- ① **対象者**；4段取得後満4年以上経過した人を対象とする。
- ② **授与方式**；本部研修センター(東京)で開催する「5段審査会」に1回参加して、技術評価を受けた人に5段位を授与する。
- ③ **推薦**；審査会受験者は、所属都道府県連盟および所属ブロックによる特別推薦を受けることを条件とする。
- ④ **審査基準**；5段位審査は、都道府県およびブロックにおける普及貢献度を主体として審査を行い、併せて技術審査を行う。技術審査は、別途定める「5段位授与規定(仮名)」によるものとする。

注：本規定に関して詳細にわたる事項は、2012年6月に開催される第77回理事会に提案し、審議を受けた後に決定するものとする。

以上